

平成 20 年 4 月 9 日

株式会社フルスピード
(証券コード：2159)

新株予約権（第三者割当て）に関する説明資料

当社は、本日開催の取締役会において、第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行、並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、コミットメント条項付新株予約権第三者割当て契約（以下、「本調達手法」といいます。）を締結することを決議いたしました。本調達手法の概要につきましては本日同時に開示しておりますが、株主および投資家の皆様にその特性をより深くご理解いただくことを目的とし、下記の通り補足説明させていただきます。

1. 今回のコミットメント条項付新株予約権（第三者割当て）の特徴

①当社が資金需要や株価動向を見極めながら、行使の数量及びタイミングをコントロールすることが可能になっていること

資金需要や株価動向を見据えながら当社が主体的に新株予約権の行使をコントロールすることが可能な権限が付与されており、当該権限を適切に行使することにより既存株主様への配慮が可能なスキームとなっております。

当社の権限とは、当社の裁量で本新株予約権の行使を制限でき、また、一定期間内に当社の指定した数の本新株予約権の行使を強制することもできることを指します。

②本新株予約権の行使による当社普通株式の発行は最大でも 12,000 株となり、希薄化が限定されていること

過去 M S C B の発行で問題が指摘されていた発行時に調達総額が決定していることにより、株価が下落することによって発行される株式数が増加するスキームではないため、株価によって希薄化株式数が増加することはありません。

また、当社は上記①のとおり、当社の権限を適正に利用することによって、資金需要が発生した際に必要分の株式が発行されるように新株予約権の行使をコントロールしていく考えです。

③割当先は対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、機関投資家を中心として販売に努める予定であり、かつ、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して貸株契約を締結する予定はないこと

大量に株式が発行されて希薄化する場合には、一般的に株価に悪影響を及ぼす可能性が

あります。そこで、当社は上記①のとおり、資金需要や株価動向を見極めながら、所定の権限を適切に行使する考えです。さらに、市場外取引等により機関投資家への販売がなされる場合には、市場価格に対して直接的な影響を与えず、また需給面でも株価への影響が低減されることが期待できます。また、割当先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して貸株契約を締結する予定はなく、既存株主様の利益を十分に配慮した仕組みとなっております。

2. 他の資金調達との比較

①公募増資による新株の発行

公募増資による新株の発行は、必要な資金調達が一時に可能であり、多くの企業の資金調達に使用されている手法です。但し、現在の株式市場環境を鑑みた際、資金調達が一時に可能である反面、同時に希薄化が起り、株価に悪影響を及ぼす恐れがあると思われま。対して、本調達手法では、資金需要及び株式市場の動向を見据えながら行使の数量やタイミングを当社が可能な限りコントロールできる設計となっております。また、立会外取引等により機関投資家への販売がなされる場合には市場価格に対しての影響が限定的である等の理由から、既存株主様の利益を十分に配慮した調達手法であると考えております。

②MSCB との比較

MSCB の特徴としては、発行条件及び行使条件等が多様化しておりますが、主に、①転換権が証券会社にあり、②転換終了まで転換株数が未確定、つまり希薄化率が未確定であるのに対し、本調達手法では、①当社が新株予約権の行使をコントロールでき、②最大希薄化株式数が新株予約権の発行時に確定しているため、最大希薄化率が確定しております。また、多くの MSCB に付されております行使上限価格は設定されておらず、株価上昇のメリットを享受できる仕組みとなっております。

③他の行使価額修正型新株予約権との比較

他の行使価額修正型新株予約権については、行使の制限や許可のみができるスキームが一般的ですが、本調達手法には行使の制限や許可に加え、一定期間内に当社の指定した数量の本新株予約権の行使を強制できる権利も付されており、当社がより機動的に資金調達を図りやすい仕組みとなっております。

以 上